

新たな子ども施策総合計画（子ども・子育て支援事業計画）の骨子(案)について

【計画の性格】

次の3つの計画の性格を兼ね合わせたもので、行政が自ら行うものや市民に働きかけるものなど、行政が施策を展開するための計画とする。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画
- ② 次世代育成支援対策法に基づく行動計画（母子保健計画を含む）
- ③ 母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭及び寡婦自立促進計画

【計画期間】

- 平成27年度から平成31年度までの5年間

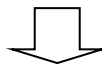
【計画の基本理念等】

- 平成23年12月公表の市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」にある基本理念を掲げる。
- また、基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」の取組の方向性を基に施策の柱立てを行う。なお、具体的な柱立ての記述については、より施策目標を明確にするため「子ども・子育て支援法」に基づく「基本指針」における《子ども・子育て支援の意義》や広島市子ども・子育て会議での意見等を参酌して行う。



【基本理念】

子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばし、自立性・社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できる「まち」を実現する。



● 世界に誇れる「まち」の実現に向けて（市政推進に当たっての基本コンセプト）の取組の方向性

- 2 「ワーク・ライフ・バランスのまち」の実現
 - (4) 未来を担う子どもの育成
- ※家庭は第一義的責任を有すること、子どもは地域の人々との関わりの中で成長するものであることに留意
- ① すべての子どもが健やかに育つための環境づくり
 - ② 安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり
 - ③ 家庭・地域社会・学校が役割と責任に応じて社会全体で子どもを育てる環境づくり
 - ④ 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

● 現行計画

[視点]

- ① 未来を担う子どもたちへの支援
- ② すべての子育て家庭への支援
- ③ 社会全体での子育ての推進

[基本目標]

- ① すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります
- ② すべての子育て家庭を支える環境をつくります
- ③ 豊かな教育環境をつくります
- ④ 子どもが社会に参加するための環境をつくります

● 子ども・子育て支援法に基づく基本指針 《子ども・子育て支援の意義》（主な視点）

- ① 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えが基本
 - ② 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的支援の必要性の高い子どもや家族を含め、すべての子どもや子育て家庭が対象
 - ③ 保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、実際の子育て経験を通じて親として成長できるよう支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要
 - ④ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、健やかな発達を保障することが必要
 - ⑤ 家庭状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要
- その際、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に留意することが重要
- ⑥ 社会のすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働しそれぞれの役割を果たすことが必要

《関連施策との連携》

- ・ 子ども・子育て支援新制度は、ワーク・ライフ・バランスとの車の両輪
- ・ 児童虐待防止対策の充実
- ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・ 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

【施策の柱】

（施策の留意点）

家庭が子育ての第一義的責任を有しており、その責任を果たせるような環境づくりに取り組みます。

1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます

- ・ すべての子どもの最善の利益の実現を目指す視点から設定

2 安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることもできる環境づくりに取り組みます

- ・ 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、子育てに喜び生きがいを感じることのできるような支援、支援の量的拡充と質的改善の視点から設定

3 社会のすべての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます

- ・ 子育て家庭を社会全体（職場、地域、学校）が協働して支える必要性の視点から設定

4 広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます

- ・ 子どもの最善の利益の実現、現行施策の充実の視点から設定

【施策目標と重点施策】

1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます

- (1) 子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害のある子どもに対する支援
- (4) 子どもの遊び場と居場所づくりの推進
- (5) 児童虐待防止対策の推進
- (6) 社会的養護体制の充実（新規）
- (7) 子どもの権利の尊重と社会参加の促進

2 安心して子どもを生き育て、子育てに喜びを感じることでできる環境づくりに取り組みます

- (1) 子どもと親の健康づくりの推進
- (2) 子育て家庭に対する養育支援
- (3) 教育・保育サービスの充実（変更）
- (4) 子どもの放課後等の居場所の確保（新規）
- (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

3 社会のすべての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます

- (1) 社会全体で子どもを育てる環境づくり
- (2) 地域における子育て環境の充実
- (3) 就労環境の整備
- (4) 安全・安心なまちづくり

4 広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます

- (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- (2) 多様な教育の推進
- (3) いじめ、不登校、非行等対策の充実
- (4) 青少年の健全育成等

新たな施策目標(案)
を基に、現行の重点
施策を再編

《現行の施策体系》

基本目標Ⅰ すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

- | | | |
|--------|----------------------------|-------------------------------------------------|
| 重点施策 1 | 子どもと親の健康づくりの推進
《2の(1)へ》 | ①母体や子育てに関する情報提供等の充実、②母子保健医療の充実、③食育の推進など |
| 2 | 障害のある子どもに対する支援 | ①発達障害のある子どもへの支援の推進、②地域における支援の充実、③特別支援教育の推進など |
| 3 | 子どもの遊び場と居場所づくりの推進 | ①子どもの遊び環境の充実、②体験・交流活動に対する支援、③児童館・留守家庭子ども会の充実 |
| 4 | 児童虐待防止対策の推進等 | ①虐待の予防と早期発見・早期対応、②虐待を受けた子ども等への支援の充実、③社会的養護体制の充実 |
| 5 | 子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進 | ①生活支援の充実、②教育費の負担の軽減、③国への働きかけ |

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境をつくります

- | | | |
|--------|-------------------------------|-----------------------------------------------|
| 重点施策 1 | 社会全体で子どもを育てる環境づくり
《3の(1)へ》 | ①子どもと子育てに関する理解の促進、②男女共同参画に関する学習、③広報・啓発活動の推進など |
| 2 | 保育サービスの充実 | ①保育園入園待機児童の解消、②多様な保育サービスの提供、③保育の質の向上のための取組の推進 |
| 3 | 就労環境の整備
《3の(3)へ》 | ①子育てと仕事の調和のための就労環境の整備、②多様な就業ニーズを踏まえた就労支援 |
| 4 | 子育て家庭に対する養育支援 | ①子育て相談・支援体制の整備、②父親の子育て参加の促進 |
| 5 | ひとり親家庭への支援
《1の(2)へ》 | ①子育て・生活支援の充実、②経済的支援の充実、③就労支援の充実 |
| 6 | 子育て家庭の経済的負担の軽減 | ①保育料の負担の軽減、②教育費の負担の軽減、③医療費の負担の軽減等 |
| 7 | 地域における子育て環境の充実
《3の(2)へ》 | ①子育て支援ネットワークづくりの推進、②子育て環境の整備の推進 |

基本目標Ⅲ 豊かな教育環境をつくります 《4へ》

- | | | |
|--------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 重点施策 1 | 知・徳・体の調和のとれた教育の推進 | ①「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむ教育の充実、②小学校教育との連携の推進など就学前教育の充実、③学校・家庭・地域社会による教育の推進 |
| 2 | 多様な教育の推進 | ①平和教育の推進、②環境教育の推進 |
| 3 | いじめ、不登校、非行等対策の充実 | ①相談・支援体制の充実、②学校・家庭・地域社会における連携の強化 |
| 4 | 青少年の健全育成等 | ①健全な心身の育成、②青少年を取り巻く有害環境への対応 |
| 5 | 安全・安心なまちづくり
《3の(4)へ》 | ①地域ぐるみで子どもの安全を守る態勢づくりの推進、②交通安全意識の高揚 |

基本目標Ⅳ 子どもが社会に参加するための環境をつくります

- | | | |
|--------|--------------------------------|------------------------------------|
| 重点施策 1 | 子どもの権利を保障するための環境整備
《1の(7)へ》 | ①子どもの権利の啓発、②子どもに関する相談体制の整備 |
| 2 | 子どもの社会参加の促進
《1の(7)へ》 | ①子どもの意見反映に向けた取組の推進、②子どもの自主的な活動への支援 |